

平成21年5月13日 国交省から東京都への直轄事業負担金に関する説明会資料

直轄事業負担金について

1. 直轄事業負担金の規定

直轄事業負担金は、個別法に規定されており、その具体的な範囲については、これらの規定に則って、別表に掲げる事業の実施に要する費用を対象として負担をお願いしている。

2. 直轄事業負担金の内容

直轄負担金の対象としている直轄事業を実施するために必要な費用の内容は以下のとおり。

【工事費関係、業務取扱費関係の内容】

費用	内容
工事費関係	工事費、測量設計費、用地費及補償費、船舶及機械器具費、附帯工事費、事業委託費、事業車両費
業務取扱費 関係	職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、常勤職員給与、非常勤職員手当、短時間勤務職員給与、公務災害補償費、 退職手当 、児童手当、 諸謝金 、職員旅費、日額旅費、庁費、情報処理業務庁費、車両費、広報費、電子計算機借料、用地処理事務費、工事雜費、自動車重量税、用地事務委託費、共済組合負担金、国有財産所在市町村交付金、営繕宿舎費

(注1) 工事費関係

○船舶及機械器具費

工事、測量設計に直接必要な船舶、機械、器具の購入や賃借、保守点検などに必要な経費。

○附帯工事費

国が直轄で施行する工事により必要となった他の工事を国が直接施行するための工事費。

○事業委託費

港湾、堰等管理等の事業を委託するための経費。

○事業車両費

パトロール車、維持車両（路面清掃車、散水車等）、点検車両（橋梁点検車、高所作業車等）除雪車など、個別の工事等に直接必要な車両の購入、車両管理業務等の経費、維持管理費等。

(注2) 業務取扱費関係

○人件費

・職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、**退職手当**、国家公務員共済組合負担金等。

・事務所・出張所の職員、及び、本局の一部（管理職は含まれない）、関東技術事務所、国土技術政策総合研究所の一部について地方負担を頂いている。本省の人事費は含まれていない。

○車両費

・連絡用車両の購入、車両管理業務等の経費、維持管理費等。

○営繕宿舎費

・営繕費は直轄事業の実施のために直接必要な現場事務所等の新営費、補修費、購入費、補償費、借上げ料、敷地購入費等。**宿舎費は関係職員の宿舎等の新営費、補修費、購入費、補償費、借上げ料、敷地購入費等。**

・事務所、出張所関東技術事務所については営繕費の地方負担を頂いているが、地方整備局本局、本省、国土技術政策総合研究所の庁舎については含まれていない。